

# 和歌山県宿泊施設奨励金制度の概要

平成28年 9月  
和歌山県 サービス産業立地室

一定の企業が一定の要件の宿泊施設を建設、取得、賃借又は増設する場合、奨励金を交付します。

## <誘致対象企業の要件>

企 業 の 要 件 等	
条件 全て満たす	◆正社員数21人以上    ◆直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上    ◆過去5年以内に重大な法令違反、反社会的行為をしていないこと ◆環境保全、労働環境の向上、地域社会への貢献に十分な実績と能力を有すること    ◆安定した雇用機会の創出、地域経済産業の活性化に寄与すること

## <交付対象ホテル・旅館の要件等>

ホ テ ル ・ 旅 館 の 要 件 等			
種類	ラグジュアリーホテル	高級旅館・高級ホテル	
条件 全て満たす	著名な格付け機関による高い評価	40㎡以上の客室を有し、1泊2食(夕・朝)付きで 最多価格帯が概ね3万円以上のサービスを提供	40㎡以上の客室を有し、レストラン及び宴会場を設け、 ルームサービスの提供が可能な総合型ホテル
	◆全部屋無料Wi-Fi接続可能	◆施設内標示やホームページを多言語化	◆外国語対応できる従業員を採用
雇用	◆新規地元雇用者と転入雇用者の総数が 10人以上		
支払対象企業	◆所有・経営・運営の業態によらず、新規に雇用を創出し、もっぱら宿泊施設の継続に責任を持つ経営企業 ・建物を所有・経営・運営まで一貫して行う企業(直営方式) ・建物を賃借し、宿泊施設の経営を行う企業(リース方式) ・運営は外部に委託するが、建物は自ら所有し経営を行う企業(MC方式) ・宿泊施設の経営の為に、複数の関連企業によって新たに設立された企業(SPC方式)		

## <奨励金の算定方法等>

種類等	内 容 等
雇用奨励金	◆新規地元雇用者数(付属施設含める) × 30万円・単年
立地奨励金	◆投下固定資産等(付属施設込み・テナントは対象外)の 10%      ※新規立地に係る投下固定資産額等が5億円以上の場合
建物賃借補助金	◆賃借料年額の 30%・3年間
累計限度額	◆3 億 円
対象期間	◆平成31年3月31日までに県と協定を締結した場合

※立地奨励金・賃借補助金とも土地代は対象外。 複合施設内へ立地する場合、立地奨励金は宿泊施設部分のみを対象。